

足立区基本計画審議会条例施行規則を公布する。

足立区基本計画審議会条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、足立区基本計画審議会条例（令和5年足立区条例第1号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、足立区基本計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

**第2条** 条例第3条に規定する委員は、次の各号に掲げる者につき、区長が委嘱又は任命する。

- (1) 区議会議員 7人以内
- (2) 区内に在住、在勤又は在学する者 3人以内
- (3) 区内関係団体の構成員 10人以内
- (4) 学識経験者 3人以内
- (5) 区職員 2人以内

2 前項第2号に掲げる区内に在住、在勤又は在学する者は、公募とする。

(分科会)

**第3条** 審議会は、審議の効率的な運営を図るため、分科会を置くことができる。

- 2 分科会の委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。
- 3 分科会は、審議会から付託された事項につき調査研究を行う。

(分科会長及び副分科会長)

**第4条** 分科会に分科会長及び副分科会長を置く。

- 2 分科会長及び副分科会長は、分科会の委員の互選によりこれを決める。
- 3 分科会長は、分科会を招集し、議事を整理する。
- 4 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(関係者の意見聴取)

**第5条** 審議会及び分科会は、必要があると認めるときは、学識経験者その他の関係者の意見を聴き、助言を求めることができる。

- 2 前項の規定による学識経験者その他の関係者の招集は、会長が行う。

(説明員の出席要求)

**第6条** 会長及び分科会長は、区職員に対し、事案に関し説明させ、又は意見を述べさせるため、審議会及び分科会への出席を求めることができる。

(表決)

**第7条** 審議会の議事は、会長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(会議の公開)

**第8条** 条例第8条の規定による審議会の公開の方法及び手続その他必要な事項は、会長が別に定める。

(会議録)

**第9条** 会長は、会議録を作成し、これを保存しなければならない。

(庶務)

**第10条** 審議会及び分科会の庶務は、政策経営部基本計画担当課において処理する。

(委任)

**第11条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

#### 付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。